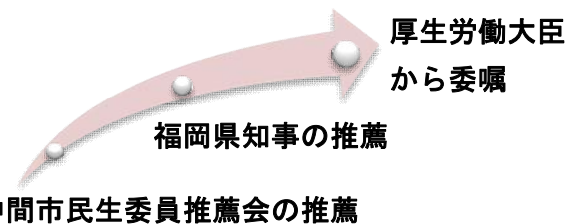
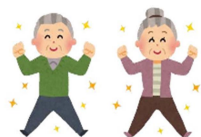


地域で活躍！身近な相談・支援ボランティア



民生委員・児童委員 主任児童委員



広げよう
地域に根ざした思いやり



100周年記念
シンボルマーク

平成29年5月、
民生委員制度は
創設100周年を
迎えました。

●民生委員・児童委員の役割

常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行ない社会福祉の増進に努めます。

●主任児童委員の役割

子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員で児童福祉関係機関と区域担当民生委員・児童委員との連絡役となって、協力して活動を行います。

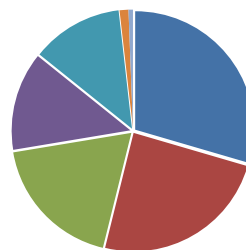
中間市内の各地区から民生委員1名ずつ、主任児童委員は各校区から1名ずつ選任されます。
任期は3年。(再任可能)

「民生委員法第十五条」において

- ・ 基本的人権および人格の尊重
- ・ 守秘義務の徹底

を、民生委員・児童委員の義務として明示しています。

主な活動内容



- 地域福祉活動・自主活動(29.5%)
- 相談・支援(24.3%)
- 行事・事業・会議への参加協力(18.5%)
- 調査・実態把握(13.4%)
- 運営・研修(12.4%)
- 証明事務(1.2%)
- 要保護児童の発見の通告・仲介(0.6%)



お住まいの民生委員・児童委員
をお知りになりたい方などは、
こちらまで。

【問合せ先】

中間市役所福祉支援課福祉政策係
TEL (093) 246-6270